

防衛省



番号	制度名
防衛省	
防衛01	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例



## 点検結果表

(行政機関名：防衛省)

制度名	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（法人税）について、「令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数」等と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 「令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数」について算定根拠に追加。
【点検結果】	① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【防衛省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、その算出根拠となっている適用額の計算方法において、「(事業用資産移転補償等予定額－取得費)×圧縮割合」と説明されているが、「事業用資産移転補償等予定額」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	① 「事業用資産移転補償等予定額」は、今後移転を予定している事業用資産所有者を抽出し、移転補償等予定額を積み上げたもの。
【点検結果】	① 「『事業用資産移転補償等予定額』は、今後移転を予定している事業用資産所有者を抽出し、移転補償等予定額を積み上げたもの」との説明では、今後移転を予定している事業用資産所有者をどのようにして抽出し、移転補償等予定額を積み上げたのか明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する過去の効果について、過去の適用数6件（平成30年度）は、10件未満と僅少であり、その原因については、「本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。 ② 所期の達成目標（航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約12,000戸について、移転希望者に対し移転の補償等を促進する）に対する過去の直接的な効果について、「直接的な効果を検証するため、平成28年度から平成30年度までに移転を実施した事業用資産所有者119名に対し、アンケート調査等より本特例措置の適用実態を確認したところ94名から回答を得た。このうち本特例措置を適用したと回答した者は12名であり、そのうち『本特例措置があるから移転を希望した』等と回答した者が9名いたことから、本特例措置の効果があったことが確認できた」と説明されているが、アンケート調査等の結果と過去の効果（平成28年度時点から平成30年度までの間に約200戸の移転等を実施）との関係が明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	①・② 平成28年度から平成30年度までの移転等を実施した約200戸のうち、法人については2戸が「本特例措置があるから移転を希望した」と回答があり、直接的な効果があったことが確認できた。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している。
【点検結果】	① 「移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している」との説明では、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。 ② 「平成28年度から平成30年度までの移転等を実施した約200戸のうち、法人については2戸が『本特例措置があるから移転を希望した』と回答があり、直接的な効果があったことが確認できた」との説明では、本特例措置の直接的な効果が年度ごとに把握されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

補足資料

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	
①	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果(令和元年度)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。
②	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件(令和元年度)、3件(令和2年度)、3件(令和3年度)及び9件(令和4年度)は、10件未満と僅少であり、その原因については、「本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている」と説明されているが、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされていない。
③	達成目標(航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する)に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【防衛省の補足説明】	
①	「令和2年度から令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数」について算定根拠に追加。
②	今後移転を予定している事業用資産所有者に対して、アンケート調査を実施し、本特例措置の利用の有無について確認したところ、令和元年度から令和4年度において、法人については3戸、0.6haが本特例措置を利用したいとの回答があった。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している。
③	今後、移転を実施した事業用資産所有者に対して事後的にアンケート調査を実施することにより、本特例措置の直接的な効果について検証を実施する。
【点検結果】	
①	補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
②	「今後移転を予定している事業用資産所有者に対して、アンケート調査を実施し、本特例措置の利用の有無について確認したところ、令和元年度から令和4年度において、法人については3戸、0.6haが本特例措置を利用したいとの回答があった。移転措置事業は航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であることから、件数が僅少であっても達成目標の実現に寄与している」との説明では、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与することが明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
③	「今後、移転を実施した事業用資産所有者に対して事後的にアンケート調査を実施することにより、本特例措置の直接的な効果について検証を実施する」との説明では、具体的にどのようなアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果について検証を実施するか明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

令和元年度に移転を予定している事業用資産

令和元年度				
	建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )	建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )
移転希望者1		4,273	移転希望者71	2,346
移転希望者2		2,350	移転希望者72	1,937
移転希望者3		412	移転希望者73	2,157
移転希望者4		4,683	移転希望者74	583
移転希望者5		7,196	移転希望者75	3,795
移転希望者6		4,207	移転希望者76	199
移転希望者7		604	移転希望者77	1,369
移転希望者8		2,794	移転希望者78	2,346
移転希望者9、10		23,747	移転希望者79	2,810
移転希望者11、12		7,644	移転希望者80	20,327
移転希望者13		2,223	移転希望者81	139
移転希望者14		5,227	移転希望者82	1,608
移転希望者15	1	661	移転希望者83	4,775
移転希望者16		9,125	移転希望者84	1,748
移転希望者17		1,916	移転希望者85	1,123
移転希望者18		10,422	移転希望者86	1,859
移転希望者19		11,093	移転希望者87	4,540
移転希望者20		13,818	移転希望者88	389
移転希望者21		832	移転希望者89	729
移転希望者22		17,355	移転希望者90	2,862
移転希望者23		3,034	移転希望者91	778
移転希望者24		440	移転希望者92	4,098
移転希望者25		3,981	移転希望者93	2,765
移転希望者26		3,281	移転希望者94	1,698
移転希望者27		18,462	移転希望者95	5,952
移転希望者28		27	移転希望者96	419
移転希望者29		3,375	移転希望者97	1,113
移転希望者30		880	移転希望者98	632
移転希望者31		1,670	移転希望者99	1,906
移転希望者32		2,749	移転希望者100	1,906
移転希望者33		3,688	移転希望者101	925
移転希望者34		7,448	移転希望者102	380
移転希望者35		4,786	移転希望者103	2,645
移転希望者36		3,164	移転希望者104	300
移転希望者37		4,188	移転希望者105	350
移転希望者38		6,639	移転希望者106	1,228
移転希望者39		2,950	移転希望者107	440
移転希望者40		1,923	移転希望者108	142
移転希望者41		18,699	移転希望者109	1,397
移転希望者42		3,793	移転希望者110	949
移転希望者43		3,906	移転希望者111	669
移転希望者44		3,980	移転希望者112	483
移転希望者45		3,033	移転希望者113	405
移転希望者46		5,243	移転希望者114	3,892
移転希望者47		6,730	移転希望者115	1,174
移転希望者48		1,715	移転希望者116	942
移転希望者49		17,983	移転希望者117	890
移転希望者50、51		7,641	移転希望者118	5,171
移転希望者52		3,279	移転希望者119	2,433
移転希望者53		6,738	移転希望者120	938
移転希望者54、55		11,091	移転希望者121	948
移転希望者56		3,017	移転希望者122	2,106
移転希望者57		10,302	移転希望者123	1,390
移転希望者58		10,060	移転希望者124	1,540
移転希望者59		4,964	移転希望者125	3,194
移転希望者60		902	移転希望者126	992
移転希望者61	1	595	移転希望者127	204
移転希望者62		1,024	移転希望者128	936
移転希望者63		1,311	移転希望者129	1,632
移転希望者64	6	153	移転希望者130	1,022
移転希望者65	4	192	移転希望者131	
移転希望者66	1	567	移転希望者132	573
移転希望者67	1	691	移転希望者133	1,800
移転希望者68		386	移転希望者134	475
移転希望者69		356	合計	15
移転希望者70		2,250		455,343

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))
	②: 上記以外の税目	(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 租税特別措置等の内容 1 概要 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。)第5条第1項において、国は、航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域(以下「航空機騒音障害区域」という。)に当該指定の際現に所在する建物等の所有者が、当該建物等を移転し、又は除却するときは、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる旨を規定しており、また、同条第2項において、国は、航空機騒音障害区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、当該土地を買入れることができる旨を規定している。このうち、航空機騒音障害区域に所在する法人又は個人の事業用資産(以下「事業用資産」という。)を、国に譲渡し航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等に適用される譲渡所得の課税の特例が認められており、本特例措置の適用期間の延長を要望するもの。 2 控除の内容 事業用資産を国に譲渡し、航空機騒音障害区域以外の地域に買い換える場合等において、資産の譲渡による収入金額が買換え資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%に相当する金額を超える金額に相当する資産の譲渡があったものとして所得税が課税されるなどの特例措置である。 《要望の内容》 法人税については、措置の適用期限を3年延長し、令和5年3月31日までとする。 所得税については、措置の適用期限を3年延長し、令和5年12月31日までとする。 《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80 (所得税 第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4)
5	担当部局	防衛省地方協力局防音対策課

6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度創設 昭和50年度延長(5年間) 昭和55年度延長(5年間) 昭和60年度延長(5年間) 平成2年度延長(1年間) 平成3年度延長(5年間) 平成8年度延長(5年間) 平成13年度延長(5年間) 平成18年度延長(5年間) 平成23年度延長(3年間) 平成26年度延長(3年間)(環境整備法の規定により譲渡されるものに限定。土地等にあつては、平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日前に取得したものに限定。) 平成29年度延長(3年間)
8	適用又は延長期間	3年間 (法人税については、令和2年4月1日～令和5年3月31日) (所得税については、令和3年1月1日～令和5年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 航空機騒音障害区域からの移転を希望する建物等の所有者に対して移転補償や土地の買入れ(以下「移転の補償等」という。)を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。 《政策目的の根拠》 1 環境整備法第1条及び第5条 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲ及びⅥの3 3 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)について(平成30年12月18日国家安全保障会議・閣議決定)Ⅲの6の(3)別紙第1参照
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企(防)第154号。31. 3. 29)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 別紙第2参照 基本目標: ①平素から、我が国が持てる力を総合して、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止③万が一、我が国に脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ、被害を最小化 政策分野: 我が国自身の防衛体制の強化 防衛力を支える要素 施 策: 地域コミュニティーとの連携
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 航空機騒音障害区域における移転の補償等が未実施の約11,500戸、5,700haのうち、令和元年度末に移転の希望があると見込まれる事業用資産288戸、67haに対し令和4年度までの3年間に移転の補償等を31戸、61ha実施する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者の移転に伴う一時的な経済負担を軽減し航空機騒音障害区域外への移転を容易にすることで、航空機の音響

		に起因する障害が特に著しい区域の関係住民だけが受けている不利益を公平の観点からは正し、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなる。																															
10	有効性等	①: 適用数 ○適用件数 (単位: 件)																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">年度</th> <th colspan="4">R元</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>14</td> <td>32</td> <td>62</td> <td>133</td> <td>94</td> <td>45</td> <td>47</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 算定根拠については別紙第3参照</p>	区分	年度				R元				H28	29	30	2	3	4	法人税	1	2	6	1	3	3	9	所得税	14	32	62	133	94	45	47
		区分		年度				R元																									
			H28	29	30	2	3	4																									
法人税	1	2	6	1	3	3	9																										
所得税	14	32	62	133	94	45	47																										
②: 適用額 ○適用額 (単位: 百万円)																																	
③: 減収額 ○減収額 (単位: 百万円)																																	
		④: 効果 《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位: 戸、ha)																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">年度</th> <th colspan="4">R元</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3.5</td> <td>7.4</td> <td>22.3</td> <td>45.5</td> <td>31.2</td> <td>17.2</td> <td>12.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 令和2年度以降については、別紙第4参照。 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。</p> <p>《達成目標の変更理由・所期の目標達成》 航空機騒音障害区域における対象建物約20,000戸に対し、これまで移転の促進を図ってきており、平成30年度末までに約8,500戸の移転等を実施した。 このうち、前回政策評価を実施した平成28年度時点から平成30年度までの間に約200戸(別紙第5参照)の移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、本評価については、本特例措置のみの評価となっており、前回政策評価までの「航空機騒音障害区域における移転の補償等が未</p>	区分	年度			R元				H28	29	30	2	3	4	建物	6	10	9	15	10	13	8	土地	3.5	7.4	22.3	45.5	31.2	17.2	12.9	
区分	年度			R元																													
	H28	29	30	2	3	4																											
建物	6	10	9	15	10	13	8																										
土地	3.5	7.4	22.3	45.5	31.2	17.2	12.9																										

		<p>実施の約11,500戸のうち、移転希望者に対し移転の補償等を促進する。」は他の特例措置も含む移転措置事業全体の目標であったため、本特例措置を利用できる事業用資産の移転の補償等に係る目標に変更した。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 前回政策評価を実施した平成28年度時点から平成30年度までの間に25戸、33.2haの事業用資産が移転等を実施しており、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与したところである。 また、移転措置事業において、平成28年度から平成30年度の事業用資産所有者の移転実績119件のうち法人は11件であり、このうち本特例措置を利用した者は全体で117件のうち法人は9件であった。法人の本特例措置利用が少ない理由として、本特例措置が適用されるものは、移転の補償等の対象となる事業用資産の買換えを行う場合に限定されることから、過去及び将来の適用件数が僅少となっている。 しかし、事業用資産を移転する場合の移転補償金等が譲渡所得として法人税等の課税対象となることから、本特例措置がない場合、資産の目減りが生じ、従前の資産と同等の資産に買い換えることができず、移転を断念することにも繋がる。また、大規模な事業用資産の移転においては、移転措置事業における他の特例を適用するよりも本特例措置を適用した方が、法人税等が優遇されることから、このような事業の移転促進のために本特例措置は必要である。 さらに、直接的な効果を検証するため、平成28年度から平成30年度までに移転を実施した事業用資産所有者119名に対し、アンケート調査等より本特例措置の適用実態を確認したところ94名から回答を得た。このうち本特例措置を適用したと回答した者は12名であり、そのうち「本特例措置があるから移転を希望した」等と回答した者が9名いたことから、本特例措置の効果があったことが確認できた。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等 《税収減を是認するような効果の有無》 航空機の音響に起因する障害が特に著しい地域の関係住民だけが受けている不利益を公平性の観点からは正す措置であり、移転に伴う経済的負担を軽減することにより航空機騒音障害区域外への移転を容易にし、移転が促進されることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができることから、本特例措置による税収減を是認する効果が得られていると認められる。
11	相当性	⑥: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は、航空機騒音障害区域からの移転の促進を図る観点から事業用資産の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。



	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③: 地方公共団体が協力する相当性	なし
12	有識者の見解	特に意見なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月(H28防衛02)

## 1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和49年法律第101号）

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 （略）

## 2 平成31年度以降に係る防衛計画の大綱（抄）

平成30年12月18日  
国家安全保障会議決定  
閣 議 決 定

### Ⅲ 我が国の防衛の基本方針

我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、日米同盟を基軸として、各国との協力関係の拡大・深化を進めてきた。また、この際、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守ってきた。

今後とも、我が国は、こうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない。その上で、我が国は、これまでに直面したことのない安全保障環境の現実の中でも、国民の生命・身体・財産、領土・領海・領空及び主権・独立を守り抜くといった、国家安全保障戦略に示した国益を守っていかなければならない。このため、我が国の防衛について、その目標及びこれを達成するための手段を明示した上で、これまで以上に多様な取組を積極的かつ戦略的に推進していく。

### Ⅵ 防衛力を支える要素

防衛力がその真価を発揮するためには、平素から絶えずその能力を維持・向上させるとともに、国民の幅広い理解を得ることが必要である。

#### 3 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・

演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

3 中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について（抄）

平成30年12月18日  
国家安全保障会議決定  
閣議決定

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

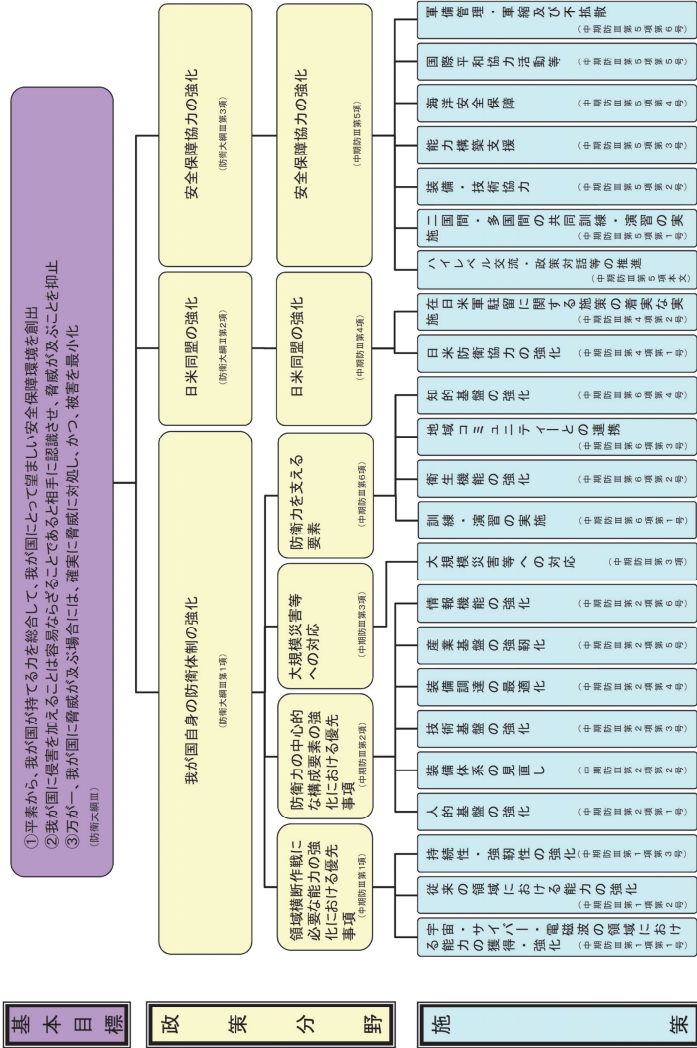
6 防衛力の能力発揮のための基盤

(3) 地域コミュニティとの連携

一層厳しさと不確実性を増す安全保障環境の下、自衛隊及び在日米軍の活動及び訓練・演習の多様化、装備品の高度化等が進んでおり、防衛施設周辺の地方公共団体や地元住民の理解及び協力を得ることはこれまで以上に重要となっている。

このため、地方公共団体や地元住民に対し、平素から防衛省・自衛隊の政策や活動に関する積極的な広報を行うとともに、自衛隊及び在日米軍の部隊や装備品の配備、訓練・演習等の実施に当たっては、地元に対する説明責任を十分に果たしながら、地元の要望や情勢に応じたきめ細かな調整を実施する。同時に、騒音等への対策を含む防衛施設周辺対策事業を引き続き推進する。

防衛省の政策評価における政策体系



注1 本体系において「防衛力」とは、平成31年度防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）に基づいて平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定に基づき決定されたものである。  
注2 本体系において「中期防」とは、中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）について平成30年12月18日国家安全保障会議及び閣議決定に基づき決定されたものである。

## 別紙第3

## 適用数等及び減収額の算定根拠

## (1) 平成28年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1 件		
② 法人税	1 件	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	14 件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	14 百万円		
④ 法人税	14 百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)(財務省)	
所得税	137 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	5 百万円	3 百万円+0.4 百万円+1 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	3 百万円	14 百万円×23.4%	④×税率
⑦ 法人住民税	0.4 百万円	3 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	1 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	1 百万円	14 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	0.4 百万円	1 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	21 百万円	137 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.4%)

【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)

[うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

## (2) 平成29年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	2 件		
② 法人税	2 件	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	32 件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	523 百万円		
④ 法人税	523 百万円	適用実態調査情報(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第6条)	
所得税	500 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	188 百万円	122 百万円+15 百万円+50 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	122 百万円	523 百万円×23.4%	④×税率
⑦ 法人住民税	16 百万円	122 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	50 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	35 百万円	523 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	15 百万円	35 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	75 百万円	500 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.4%)

【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))

【法人事業税】

[うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)

[うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

(3) 平成30年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	6件		
② 法人税	6件	事業用資産移転補償等実績者数	
所得税	62件	事業用資産移転補償等実績者数	
③ 適用額	300百万円		
④ 法人税	300百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	845百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	107百万円	70百万円+5百万円+29百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	70百万円	300百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	9百万円	70百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	29百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	20百万円	300百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	9百万円	20百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	127百万円	845百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等実績額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(80\%)$$

$$= 394,913 \text{ 千円} \times 95\% \times 80\% = 300,133 \approx 300 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等実績額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(4) 令和元年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	1件		
② 法人税	1件	令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	133件	令和元年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	52百万円		
④ 法人税	52百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,895百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	19百万円	12百万円+2百万円+5百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	12百万円	52百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	2百万円	12百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	5百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	3百万円	52百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	2百万円	3百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	284百万円	1,895百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費} \times 5\%) \times \text{圧縮割合}(80\%)$$

$$= 68,278 \text{ 千円} \times 95\% \times 80\% = 51,891 \approx 52 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

$$\text{【法人事業税】}$$

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

## (5) 令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3 件		
② 法人税	3 件	令和2年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	94 件	令和2年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	88 百万円		
④ 法人税	88 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,104 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	31 百万円	20 百万円+3 百万円+8 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	20 百万円	88 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	3 百万円	20 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	8 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	6 百万円	88 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	3 百万円	6 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	166 百万円	1,104 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費※}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 132,006 \text{ 千円} \times 95\% \times 70\% = 87,784 \approx 88 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

## (6) 令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	3 件		
② 法人税	3 件	令和3年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	45 件	令和3年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	146 百万円		
④ 法人税	146 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	1,223 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	52 百万円	34 百万円+4 百万円+14 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	34 百万円	146 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	4 百万円	34 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	14 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	10 百万円	146 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	5 百万円	10 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	183 百万円	1,398 百万円×15%	

1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。

2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。

3 減収額の計算方法

$$\text{適用額【法人税】} = (\text{事業用資産移転補償等予定額} - \text{取得費※}) \times \text{圧縮割合}(70\%) \\ = 219,202 \text{ 千円} \times 95\% \times 70\% = 145,769 \approx 146 \text{ 百万円}$$

$$\text{※取得費} = \text{事業用資産移転補償等予定額} \times 5\%$$

$$\text{【法人税】} = \text{適用額【法人税】} \times \text{税率}(23.2\%)$$

$$\text{【法人住民税】} = \text{減収額【法人税】} \times \text{住民税率}(12.9\%(\text{都道府県税} + \text{市町村民税}))$$

【法人事業税】

$$\text{[うち事業税]} = \text{適用額【法人税】} \times \text{事業税率}(6.7\%)$$

$$\text{[うち地方法人特別税]} = \text{事業税} \times 43.2\%$$

(7) 令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用件数	9 件		
② 法人税	9 件	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
所得税	47 件	令和4年度において移転を予定している事業用資産所有者数	
③ 適用額	926 百万円		
④ 法人税	926 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
所得税	480 百万円	譲渡資産と同等以上の資産を買い換えたものと仮定して算出	
⑤ 減収額	331 百万円	215 百万円+28 百万円+88 百万円	⑥+⑦+⑧
⑥ 法人税	215 百万円	926 百万円×23.2%	④×税率
⑦ 法人住民税	28 百万円	215 百万円×12.9%	⑥×税率
⑧ 法人事業税	89 百万円	⑨+⑩	
⑨ 事業税	62 百万円	926 百万円×6.7%	④×税率
⑩ 地方法人特別税	27 百万円	62 百万円×43.2%	⑨×税率
所得税	72 百万円	480 百万円×15%	

- 1 計数は単位未満四捨五入で整理しているため符合しない場合もある。
- 2 データについては、地方協力局防音対策課で作成した。
- 3 減収額の計算方法  
 適用額【法人税】=(事業用資産移転補償等予定額-取得費※)×圧縮割合(70%)  
 =1,392,702 千円×95%×70%=926,147≒926 百万円  
 ※取得費=事業用資産移転補償等予定額×5%  
 【法人税】=適用額【法人税】×税率(23.2%)  
 【法人住民税】=減収額【法人税】×住民税率(12.9%(都道府県税+市町村民税))  
 【法人事業税】  
 [うち事業税]=適用額【法人税】×事業税率(6.7%)  
 [うち地方法人特別税]=事業税×43.2%

(1)令和2年度

令和2年度					
	建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )		建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )
移転希望者1	1	108	移転希望者51		1,064
移転希望者2		3,312	移転希望者52		4,031
移転希望者3		1,621	移転希望者53		3,329
移転希望者4		915	移転希望者54	1	312
移転希望者5		471	移転希望者55		205
移転希望者6		3,279	移転希望者56	1	147
移転希望者7		3,052	移転希望者57		353
移転希望者8		4,116	移転希望者58	1	116
移転希望者9		25	移転希望者59		4,548
移転希望者10		3,154	移転希望者60		750
移転希望者11		4,775	移転希望者61	1	84
移転希望者12		5,381	移転希望者62		1,485
移転希望者13		1,243	移転希望者63		1,464
移転希望者14		9,277	移転希望者64		2,526
移転希望者15		4,284	移転希望者65		1,043
移転希望者16		5,004	移転希望者66		1,296
移転希望者17		13,779	移転希望者67	1	255
移転希望者18		3,566	移転希望者68	1	257
移転希望者19		3,485	移転希望者69		300
移転希望者20		6,065	移転希望者70	2	182
移転希望者21		992	移転希望者71		852
移転希望者22		4,003	移転希望者72		339
移転希望者23		6,214	移転希望者73		711
移転希望者24		2,019	移転希望者74		2,504
移転希望者25		34,841	移転希望者75		2,552
移転希望者26		1,043	移転希望者76		1,627
移転希望者27		7,311	移転希望者77		7,656
移転希望者28		11,091	移転希望者78		5,715
移転希望者29		3,552	移転希望者79		1,829
移転希望者30		6,331	移転希望者80		367
移転希望者31		3,729	移転希望者81		9,143
移転希望者32		12,487	移転希望者82		2,660
移転希望者33		2,281	移転希望者83		1,786
移転希望者34		4,464	移転希望者84		1,009
移転希望者35		2,272	移転希望者85		161
移転希望者36		8,995	移転希望者86		3,831
移転希望者37		1,189	移転希望者87		901
移転希望者38		6,376	移転希望者88		1,045
移転希望者39		1,739	移転希望者89		984
移転希望者40		981	移転希望者90		1,406
移転希望者41		8,367	移転希望者91		609
移転希望者42		233	移転希望者92		203
移転希望者43		2,738	移転希望者93		5,852
移転希望者44	1	0	移転希望者94		3,050
移転希望者45		4,770	移転希望者95		1,002
移転希望者46		1,136	移転希望者96		4,469
移転希望者47		464	移転希望者97		3,274
移転希望者48、49		633	合計	10	312,030
移転希望者50		5,581			

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

## (2)令和3年度

令和3年度		
	建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )
移転希望者1		2,524.0
移転希望者2		3,185.0
移転希望者3	1	2,592.3
移転希望者4		7,778.0
移転希望者5		1,899.0
移転希望者6		1,250.0
移転希望者7		24,145.0
移転希望者8	1	8,014.1
移転希望者9	1	6,817.9
移転希望者10		2,063.0
移転希望者11		25,331.0
移転希望者12	1	766.1
移転希望者13	1	1,740.2
移転希望者14	1	297.2
移転希望者15	1	350.4
移転希望者16	1	306.2
移転希望者17		582.0
移転希望者18		116.7
移転希望者19		1,651.0
移転希望者20		993.0
移転希望者21		1,318.0
移転希望者22		1,938.0
移転希望者23	1	412.9
移転希望者24	1	82.7
移転希望者25		2,919.0
移転希望者26		508.0
移転希望者27	1	206.2
移転希望者28		1,228.3
移転希望者29		11,887.0
移転希望者30		513.0
移転希望者31		113.0
移転希望者32		5,636.2
移転希望者33	1	1,126.6
移転希望者34	1	2,258.9
移転希望者35		21,807.0
移転希望者36		2,640.0
移転希望者37		2,793.0
移転希望者38		2,308.0
移転希望者39		2,770.0
移転希望者40		3,161.0
移転希望者41		1,475.0
移転希望者42		4,489.0
移転希望者43		2,218.0
移転希望者44		1,053.0
移転希望者45		659.0
移転希望者46		960.0
移転希望者47		975.0
移転希望者48		2,640.0
合計	13	172,497.8

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

## (3)令和4年度

令和4年度					
	建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )		建物戸数(戸)	土地面積(m <sup>2</sup> )
移転希望者1		9,819	移転希望者29		1,401
移転希望者2		6,999	移転希望者30	2	316
移転希望者3	1	678	移転希望者31		4,255
移転希望者4		175	移転希望者32		394
移転希望者5		2,900	移転希望者33		532
移転希望者6		2,745	移転希望者34		2,851
移転希望者7		1,398	移転希望者35		1,057
移転希望者8	1	105	移転希望者36		1,057
移転希望者9		6,781	移転希望者37		581
移転希望者10		1,258	移転希望者38		79
移転希望者11		3,989	移転希望者39		225
移転希望者12		1,925	移転希望者40		84
移転希望者13		4,775	移転希望者41		1,317
移転希望者14		1,311	移転希望者42		532
移転希望者15		1,117	移転希望者43		1,108
移転希望者16		2,302	移転希望者44		964
移転希望者17		9,692	移転希望者45		604
移転希望者18		608	移転希望者46		925
移転希望者19		1,025	移転希望者47		2,789
移転希望者20		672	移転希望者48		15,666
移転希望者21		6,474	移転希望者49		783
移転希望者22		6,314	移転希望者50		75
移転希望者23		7,556	移転希望者51		419
移転希望者24	1	0	移転希望者52		563
移転希望者25		327	移転希望者53		948
移転希望者26	1	119	移転希望者54		3,469
移転希望者27	1		移転希望者55		1,166
移転希望者28		2,178	移転希望者56	1	2,015
移転希望者29		1,401	合計	8	129,417

データについては、地方協力局防音対策課において予算の範囲内で希望届を積み上げた。

別紙第5

移転等の実績

	平成27年度まで	平成28年度	平成29年度	平成30年度
移転実施戸数	8,277戸	69戸	67戸	50戸

データについては、地方協力局防音対策課で作成した。